

里刀自小論

——いわき市荒田目条里遺跡第二号木簡から——

平川 南

はじめに

一 荒田目条里遺跡概要

二 第二号木簡概要

三 里刀自の用法
四 里刀自の意義

論文要旨

近年、古代史研究の大きな課題の一つは、各地における地方豪族と農民との間の支配関係の実態を明らかにすることである。その末端行政をものがたる史料として、最近注目を集めているのが、郡符木簡である。郡司からその支配下の責任者に宛てて出された命令書である。この郡符木簡はあくまでも律令制下の公式令符式という書式にもとづいているのである。したがって、差出と宛所を明記し、原則として律令地方行政組織（郡―里（郷）など）を通じて、人の召喚を内容とする命令伝達が行われるのであろう。これまでに出土した一〇点ほどの郡符木簡はいずれも里（郷）長に宛てたもので、例外の津長（港の管理責任者）の場合は個人名を加えている。このような情況下で新たに発見された荒田目条里遺跡の郡符木簡（第二号木簡）は、宛所が「里刀自」とあり、三六名の農民を郡司の職田の田植のために徴発する

という内容のものである。まず第一に、刀自は、家をおさめる主人を家長、主婦を家刀自とするように、集団を支配する女性をよぶのに用いている。宛所の里刀自は、上記の例よりしても、本来の郡―里のルート上で理解するならば、里を支配する里長の妻の意とみなしてよい。

第二には、行政末端機構につらなり、戸籍・計帳作成や課役徴発を推進する里長と、在地において農業経営に力を発揮する里長の妻―里刀自の存在がにわかにクロ―ズアップされてきたと理解できるとあろう。

これまで里刀自に関する具体的活動の姿は皆無であつただけに、今後、女性と農業経営の問題を考察する格好の素材となると考えられる。